日野清掃センター及び能登川清掃センターへのごみ搬入について

ごみ不正搬入防止のため、ご協力をお願いします

■本人確認の実施

日野清掃センター・能登川清掃センターへの搬入許可申請時に、運転免許証等により本人確認をさせて頂きます。

■現地確認等の実施

搬入許可申請時の状況により現地確認等を実施させて頂く場合があり、それを拒否されるときは、許可書の発行をお断りさせて頂きます。

■現地確認等を実施する場合

- **搬入代理人が申請者と同居でない場合**
- **清掃センターへ一度に２枚以上、または継続して搬入許可申請する場合**
- **軽トラックや積載量１トン以上の車両で搬入する場合**
- **現地確認が必要と判断される場合**

中部清掃組合の構成市町（東近江市・日野町・竜王町）では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の搬入、区域外のごみ搬入や許可業者以外のごみの代理搬入等、ごみの不正な搬入を防止するため、ごみの搬入許可申請時に、現地確認や調査等を実施させて頂くことがあります。

日野清掃センター・能登川清掃センターは、一般廃棄物（家庭から出たごみや事業系一般廃棄物）を処理する施設であり、産業廃棄物は搬入できません。

また、家や小屋等の解体等に事業者が関わっている場合、これらは産業廃棄物となりますので搬入はできません。

東近江市・日野町・竜王町